

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	瀬之間 康 浩
同	麓 理 恵

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和 7 年 7 月 7 日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「最近、監査事務局監査管理課から届いた封筒」に「350 円切手が 2 枚、120 円切手が 2 枚貼られていました。書留だったので 940 円もの税金が使われたのです。中に入っていたのは 1 枚の不開示決定通知書でした。」と述べています。

このことから、監査事務局監査管理課が送付した不開示決定通知書の発送に係る郵便料金について摘要しているものと解されます。

請求人は、「横浜市」の「DX の遅れは目に余るものがあり」、「請求者への通知書送付手段が未だに紙の郵送です。」「職員がこの事実に何も感じないのが大問題です。」「私はオンラインで情報開示を請求したのに、受ける側はすべて紙で処理している」、「電子的に処理可能な作業を電子化すれば、費用がかかりません。」「監査事務局は通知書を送る電子的なオプションをすぐに始めて、税金の無駄遣いをこれ以上しないでください。」と述べています。

2項の規定により、不開示決定通知書は、開示請求者に対し書面で通知しなければならないこととされています。決定通知書等の発送について、情報公開事務マニュアル（令和7年4月。市民局市民情報課）では、「決定通知書が作成できたら、決定通知に公印を押します。」「送達日について疑義がないようにしたい場合には、配達証明郵便の活用も御検討ください」と記載されていることから、公印を押印した不開示決定通知書の発送を配達証明郵便により行ったものです。

請求人の主張は、情報公開制度に関する意見であるため、財務会計上の行為が違法又は不当である理由を具体的に摘示したものとは認められません。

以上のことから、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。